

野菜の産地強化計画の策定について

	平成13年11月16日付け13生産第6379号 農林水産省生産局長通知
一部改正	平成17年4月1日付け16生産第8456号
一部改正	平成17年6月22日付け17生産第1651号
一部改正	平成18年11月14日付け18生産第3958号

第1 産地強化計画の趣旨

野菜産地においては、国際競争にも耐えうる体質の強い国内産地体制を確立するため、産地独自の産地改革計画に基づく取組の推進による野菜の構造改革を実施してきたところであり、一定の成果が得られている。

しかしながら、国産野菜の産地では、高齢化の進展、担い手の減少など産地基盤の脆弱化が進む一方、加工・業務用需要を中心として輸入野菜のシェアは増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保するため、将来においても安定的かつ継続的に野菜の生産を行うことが見込まれる者（以下「安定的・継続的生産者」という。）を核とした担い手の育成・確保を図るとともに、消費者・実需者のニーズに対応した、一層の低コスト化・高付加価値化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つために、担い手を中心とした競争力ある生産供給体制の確立等を図るための新たな構造改革を推進することが重要である。

このため、新たな構造改革の推進に当たり、各産地の特性や意向を踏まえ、安定的・継続的生産者を核とした担い手の育成・確保をはじめとする産地の将来像を実現する、産地ごとに明確な目標を定めた新たな構造改革のための計画（以下「産地強化計画」という。）を策定することとする。

第2 産地強化計画の内容

- 1 産地強化計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は、次に掲げる事項を内容とする産地強化計画を、別記様式1号に基づき品目を定めて策定するものとする。
 - (1) 産地の担い手の育成・確保の将来方向
 - (2) 当該産地における具体的な目標
 - (3) 目標を実現するための方策
 - (4) その他、産地の新たな構造改革に必要な事項
- 2 計画主体は、産地強化計画の内容が次に掲げる事項に適合するように、十分留意するものとする。
 - (1) 産地強化計画を実施することにより、目標年度までに該当輸入野菜と十分競合できる産地としての構築が図られるものであること。
 - (2) 設定した数値目標の達成が確実に図られるものであること。

第3 対象となる野菜

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条に規定する指定野菜又は野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）第8条に規定する特定野菜を生産している産地は、可能な限り計画を策定するものとし、その他野菜についても必要に応じて計画を策定するものとする。

第4 産地の対象範囲

対象となる産地の範囲は、原則として出荷単位を範囲とする。

第5 計画主体

- 1 計画主体は、産地をカバーする農業協同組合又は3戸以上の営農集団等とする。

なお、指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第5の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行おうとする法第10条に規定する登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行おうとする産地にあっては、農業協同組合が計画主体となることを原則とする。

- 2 都道府県普及指導センター、市町村（以下「都道府県普及指導センター等」という。）は、構造改革を推進し、担い手を中心とした競争力のある生産供給体制の確立等を図るため、計画主体に対し、担い手の育成・確保や低コスト化・高付加価値化等の目標設定について産地の実情や目指す方向を適切に踏まえた計画が策定され、また、当該計画に基づく取組の推進が的確になされるよう、必要に応じて、指導・助言できるものとする。

なお、営農集団が計画主体となる場合にあっては、農業協同組合は必要に応じて、都道府県普及指導センター等に準じて指導・助言できるものとする。

第6 産地強化計画の対策期間

産地の構造改革の進展を図るため、産地強化計画の策定は、可能な限り早期に行うこととする。同計画に基づく対策期間は、計画策定期から平成21年度までとする。

第7 産地強化計画の認定

- 1 産地強化計画の計画主体は、別記様式1号に基づき策定した同計画を別記様式2号により都道府県知事に提出して、認定を受けるものとする。その際都道府県知事は、別記1の「都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目」に基づき審査することとする。
- 2 都道府県知事は、1の認定に当たり、あらかじめ別記様式3号により地方農政局長（北海道にあっては生産局長。沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。（以下「地方農政局長等」という。））に協議するものとする。
- 3 産地強化計画の重要な変更は次に掲げる事項とし、1及び2を準用するものとする。
 - (1) 計画主体の変更
 - (2) 計画策定対象品目の変更
 - (3) 産地の担い手の育成・確保の将来方向の変更
 - (4) 戦略タイプの変更
 - (5) 達成目標及び目標達成のための数値目標の変更

第8 産地強化計画の公表

都道府県知事は、産地強化計画の認定（変更する場合を含む。）を行った場合は、速やかにその概要を公表するものとする。

第9 産地強化計画の達成状況の確認及び実績報告

- 1 産地強化計画の計画主体は、原則として、中間年（平成19年度）及び対策期間経過後において、別記様式1号に準じて実施状況報告を作成し、別記様式4号により速やかに都道府県知事に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、1により提出のあった中間年（平成19年度）に係る実施状況報告について、別記2の「都道府県における産地強化計画の達成状況の確認項目」に基づき内容を確認し、達成状況に応じて指導を行うものとする。指導を受けた産地強化計画の計画主体は、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。
- 3 また、都道府県知事は、産地強化計画の達成状況を別記様式5号により地方農政局長等に報告するものとする。
なお、対策期間経過後の報告をもって産地強化計画の実績報告とする。

第10 国の支援

第7により産地強化計画の認定を受けた産地については、農業・食品産業競争力強化支援事業による広域連携等産地競争力強化支援事業の野菜に係る事業及び野菜構造改革促進特別対策事業を実施できるものとする。

また、当該産地が強い農業づくり交付金の野菜に係る取組を実施する場合にあつては、当該産地における産地強化計画の策定・実施と極力一体的に推進するものとする。

第11 他の計画等との関係

産地強化計画の計画主体は、同計画の策定に当たっては、野菜指定産地の「生産出荷近代化計画」、農業経営基盤強化促進基本構想等の他の計画との整合性に十分配慮することとする。

（経過措置）

- 1 平成13年度から平成16年度までの間に産地改革計画を策定し、都道府県知事の認定を受けた産地であって、産地強化計画を策定しようとする産地は、その計画内容の一部について、今回の改正の趣旨に沿った計画の変更を行うことにより、「産地強化計画」として、都道府県知事に提出し、第7の1に基づく認定を受けるものとする。
- 2 1により産地強化計画を策定した計画主体における改正前の通知第10に基づく実績報告については、知事に対する当該計画の提出をもって実績報告とみなすものとする。
- 3 都道府県知事は、産地改革計画の平成16年度実績について改正前の通知第9に基づく達成状況の確認をすることとする。

附 則（平成17年4月1日付け16生産第8456号）

- 1 この通知による改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現に存する産地改革計画については、この通知による改正前の第10の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成17年6月22日付け17生産第1651号）

この通知による改正は、平成17年6月22日から施行する。

附 則（平成18年11月14日付け18生産第3958号）

- 1 この通知による改正は、平成18年11月14日から施行する。
- 2 この通知による改正前の野菜の産地強化計画の策定について（以下「旧通知」という。）の規定に基づき産地強化計画の認定を受けた産地に係る野菜の産地強化計画の策定について第10及び野菜構造改革促進特別対策事業の運用について（平成14年4月1日付け13生産第9957号農林水産省生産局長通知）第1の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現に申請されている産地強化計画の認定については、旧通知

の規定に基づき行うことができる。

- 4 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第5の1の価格差補給交付金等の交付に係る交付予約を行おうとする野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第10条に規定する登録出荷団体に対し当該予約に係る野菜の出荷の委託を行おうとする産地以外の産地に係る産地強化計画にあっては、野菜の産地強化計画の策定について第2及び第7の規定の適用については、当分の間、従前の例によることができる。

別記 1

都道府県において産地強化計画を認定する際の検討項目

1 全体検討項目

- (1) 目標が達成されれば、価格面又は品質面において、当該産地の産品が競合する又は競合することが危惧される輸入品に対抗することができるようになっていること。
- (2) 目標達成のための具体的な手段及び進め方が示されていること。
- (3) (2) の具体的な手段及び進め方は、実現可能と考えられるものであること（関係者の協力が得られること等）。

2 産地強化計画様式の各項目別検討項目

(1) 産地の担い手の育成・確保の将来方向

ア 現状より認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条の2に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）の増加を図るなど、担い手の育成・確保を進めるものであること。

イ 認定農業者に準ずる者を含んだ産地強化計画の認定を行う場合にあっては、認定農業者に準ずる者として挙げられている者が、以下の例に掲げるような、直ちに認定農業者にはなれないが将来認定農業者になる道筋が明確である農業者、形式的には認定農業者ではないが認定農業者と同等の経営レベルを備える農業者又は現に経営体としての実質を備え、かつ法人化して認定農業者となることを目指す組織若しくは集団のいずれかであること。

- ① 直ちに認定農業者にはなれないが、将来産地における耕作地の引継ぎが産地内で合意されているなど、認定農業者への道筋が明確になっている者
- ② 集落営農（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体又は農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第2条第1項各号に規定する要件と同等の要件を満たす組織）であって野菜を出荷しているもの
- ③ 代表者の定めがある規約を作成し、一元的に経理を行い、主たる従事者の所得目標が基盤強化法第6条に規定する市町村基本構想の水準以上で5年以内に法人として認定農業者になることを目指す団体（②を除く。）
- ④ 1年以内に認定農業者になることが確実と認められる者
- ⑤ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）に基づく品目横断的経営安定対策等の野菜以外の品目に係る経営安定対策の対象者であって野菜を出荷している者
- ⑥ 過去に認定農業者であって現在も経営規模を維持又は向上しつつ経営を継続しているがやむを得ない理由により基盤強化法第12条に規定する農業経営改善計画の再認定を受けていない者

ウ 作付面積は、産地の単収、出荷量等と整合性のとれた適切なものであること。認定農業者及び認定農業者に準ずる者の作付面積については、計画主体が策定した産地強化計画の参加者名簿、認定農業者に準ずる者の説明資料等と照合して十分に確認すること。

(2) 当該産地における具体的な目標

全出荷量（又は作付面積）のうち以下の3つの戦略タイプで取り組む出荷量（又は作付面積）の合計が概ね30%程度以上（但し、当該産地において契約取引推進タイプのみ取り組む場合については、全出荷量（又は全作付面積）のうち概ね5%程度以上とする。）を占めていること。また、環境に配慮した生産・流通の取組を

していること。

ア 低コスト化タイプ

輸入野菜にコスト面でも対抗しうる産地とするため、生産・流通コストの削減等を目標とする更なる低コスト化の取組

イ 契約取引推進タイプ

実需者のニーズに応えつつ、安定した経営を確保するため、定量、定価、定時、定質による契約取引の継続・拡大等の取組

ウ 高付加価値化タイプ

消費者・実需者ニーズに対応して、品質、機能性、安全・安心、鮮度などの観点から差別化・付加価値化した野菜を供給する取組

(3) 戦略ごとの具体的な数値目標

ア 低コスト化タイプの場合、

① 露地野菜

は種、定植、収穫、調製のうち、少なくとも1以上の作業において、機械化の推進により現状よりコスト低減が図られるとともに、規模拡大又は他作物の導入が図られていること。また、試算が可能であれば、競合する輸入品と比較して、対抗可能な価格であること。

② 施設野菜

低コスト耐候性ハウス（超低コストハウスを含む。）の導入、点滴かんがいの導入、高設栽培の導入、施設管理の自動化等により、現状よりコスト低減が図られるとともに規模拡大又は他作物の導入が図られていること。

また、試算が可能であれば、競合する輸入品と比較して、対抗可能な価格であること。

イ 契約取引推進タイプの場合、量的又は質的に契約取引の改善が図られるようになっていること。又、通いコンテナの普及、規格の簡素化、新たな輸送システムの構築等の取組がなされていることが望ましい。

ウ 高付加価値化タイプの場合、他と差別化できる特徴をもっていること。

既に取り組まれている場合には量的な拡大又は質的な改善が図られること。

別記 2

都道府県における産地強化計画の達成状況の確認項目

- 1 選択した戦略タイプごとの具体的な数値目標及び目標を実現するための具体的な取組内容等の項目により、計画策定時の目標と中間年（平成19年度）における取組状況とを比較して達成状況を判断する。

{確認基準}

- (1) 中間年の数値目標を達成又は達成可能な場合

計画主体は、目標達成に向けて当初計画通り取り組む。

- (2) 中間年の実績数値が達成目標の70%未満の場合

都道府県知事は、数値目標を下回った原因について分析を行った上で、産地強化計画の見直しを含め、今後の推進方法について、県及び市町村が計画主体に対し指導、助言を行う。